

令和5年  
10月1日から！

# 消費税の仕入税額控除の方式として インボイス制度 が開始されます！

## インボイス 制度とは？

売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、**インボイス**を交付しなければなりません。また、交付した**インボイス**の写しを保存しておく必要があります。

買手は仕入れ税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けた**インボイス**の**保存などが必要**になります。

## インボイス って何？

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額を伝えるためのものです。具体的には現行の「区分記載請求書」に「登録番号」「適用税率」および「税率ごとに区分した消費税額など」の記載が追加されたものをいいます。

## 制度説明会 登録申請相談会

税務署では、インボイス制度説明会や登録申請を希望される方へ、スマートフォンを利用した登録申請手続きを説明する登録申請相談会を実施しています。

■詳細は国税庁インボイス公表サイトに掲載しておりますのでご確認ください。

〔国税庁  
インボイス公表サイト〕



## 登録申請 手続き

インボイス制度が始まる令和5年10月1日から、事業者の方がインボイスを交付するためには、原則**令和5年3月31日までに札幌国税局インボイス登録センターへ登録申請書を提出し、適格請求書発行事業者になる必要があります。**

※ 期限間近は申請が集中します。申請を予定する事業者の方は、早期提出にご協力ください。

### ■問い合わせ先

インボイス制度電話相談センター  
【フリーダイヤル】  
☎0120-205-553（無料）  
9：00～17：00（土日祝除く）

江差税務署  
☎0139-52-0078  
8：30～17：00（土日祝日除く）  
電子音声案内開始後「2」を押してください。

※ インボイス制度電話相談センターでは、インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談を受け付けています。個別相談については、江差税務署へご相談ください。